

## 条例前文案

日本国憲法の基本的人権の規定を遵守し、誰もがその人個人として尊重されるとともに、自分の夢や目的の実現を自由に目指すことのできる社会を実現することは、私たちの共通した願いです。

しかし、障害のある人にとって利用しにくい建物や設備、障害のある人に対する誤解や偏見、あるいは手話等の意思疎通手段に対する無関心といったさまざまな社会的障壁により、障害のある人の自立や社会参加が十分に果たされない状況が、今なお存在しています。

このため、市民、事業者、市は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが自らの意志によって、持てる力を存分に発揮し、活躍できる社会を創るために、互いに手を取り合い、歩み寄り、助け合いながら社会的障壁を取り除いていかなければなりません。

わたしたちのまち所沢は、国内外の法整備の流れと連動して、「所沢市障害者支援計画」、「所沢市交通バリアフリー基本構想」、「所沢市ユニバーサルデザイン基本指針」を策定し、障害のある人の自立と社会参加を促すための施策を計画的に実施してきました。

また、所沢には、障害者リハビリテーションの中核機関として先導的役割を担っている国立障害者リハビリテーションセンターがあり、障害のある人と様々な場面で接する機会が多くあるという背景から、埼玉県内で初めてとなる障害者就労支援センターの設置、要約筆記者の養成から派遣まで一貫した実施や中途失聴者向けの手話講習会の開催といった先進的な取り組みも行ってきました。

私たちは今後、そのような取り組みを発展させ、障害のあるなしにかかわらず、誰もが生まれながらに持っている権利の主体として、共に支え合い・認め合い、人と人との絆を感じながら、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」を実現するために、この条例を制定します。